

議員提出議案第5号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税  
財源の確保を求める意見書

このことについて、大和市議会会議規則第15条の規定により、次のとおり提出  
する。

令和2年9月25日提出

提出者	大和市議会議員	高久	良美
賛成者	同	中村	一夫
同	同	吉澤	弘
同	同	赤嶺	太一
同	同	国兼	久子
同	同	町田	零二
同	同	大波	修二

大和市議会議長 殿

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今

回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。



議員提出議案第 6 号

性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

このことについて、大和市議会会議規則第 15 条の規定により、次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 25 日提出

提出者	大和市議会議員	吉澤	弘
賛成者	同	中村	一夫
同	同	赤嶺	太一
同	同	国兼	久子
同	同	町田	零二
同	同	高久	良美
同	同	大波	修二

大和市議会議長 殿

## 性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書

平成29年6月、110年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決され、同年7月に施行された。強姦罪が強制性交等罪に名称変更され、懲役の下限が3年から5年に引き上げられるとともに、これまで親告罪であったものが非親告罪となるなど、画期的な改正となった。

ただし、強制性交等罪の成立要件として脅迫、暴行を伴うことが必要とされるなど、改正の内容が不十分ではないかとの議論があったため、衆議院では6項目、参議院では9項目もの附帯決議が付され、施行3年後の見直し規定が盛り込まれている。

こうした刑法改正により、改正前より多くの事例が犯罪と認定されるようになったものの、被害者の明確な抵抗が明らかでない限り加害者を罪に問えないため、加害者側が無罪となる例が相次いだことなどから、改めて改正刑法の内容が社会問題化している。なお、イギリスやドイツなどは「同意のない性交」を刑事罰の対象としている。

よって国会及び政府は、被害者の視点に立ったよりよい制度を実現するため、性犯罪に関する刑法改正に向け、次の事項の議論の充実をされるよう強く要望する。

### 記

- 1 強制性交等罪における暴行、脅迫、心神喪失等の要件の見直しについて検討を図ること。
- 2 監護者わいせつ及び監護者性交等罪の適用年齢の拡大について検討すること。
- 3 性交同意年齢を引き上げること。
- 4 公訴時効期間の撤廃を含めて見直しを行うこと。

議員提出議案第7号

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

このことについて、大和市議会会議規則第15条の規定により、次のとおり提出する。

令和2年9月25日提出

提出者	大和市議会議員	吉澤	弘
賛成者	同	中村	一夫
同	同	赤嶺	太一
同	同	国兼	久子
同	同	町田	零二
同	同	大波	修二

大和市議会議長 殿

## 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用に繋がる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、国においては、電磁波による影響など、国民の健康にも留意しつつ、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。
- 2 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
- 3 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて導入時と同様の財政措置を講ずること。
- 4 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正



確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講じること。



議員提出議案第8号

地方財政の充実・強化を求める意見書

このことについて、大和市議会会議規則第15条の規定により、次のとおり提出する。

令和2年9月25日提出

提出者	大和市議会議員	町田	零二
賛成者	同	中村	一夫
同	同	吉澤	弘
同	同	国兼	久子
同	同	高久	良美
同	同	大波	修二

大和市議会議長 殿

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は医療・介護、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、年々複雑かつ多様さを増している行政需要への対応が求められている。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態がある中、近年多発している大規模災害や防災・減災事業の実施、さらに未曾有の感染症対策など、喫緊の課題にも直面している。

こうした地方自治体への財政措置について政府は、いわゆる「骨太方針2018」において「2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としており、実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4318億円、前年比プラス1.0%と、過去最高の水準となった。

しかしながら、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする財政需要や感染症対策等の新たな課題に対応するためには、2021年度の政府予算においてさらなる地方財政の充実・強化を可能とする適切な財政措置を求めるものである。

議員提出議案第9号

養育費の支払いを含む共同養育に関する取決めに求める意見書

このことについて、大和市議会会議規則第15条の規定により、次のとおり提出する。

令和2年9月25日提出

提出者	大和市議会議員	中村	一夫
賛成者	同	吉澤	弘
同	同	赤嶺	太一
同	同	国兼	久子
同	同	町田	零二

大和市議会議長 殿

## 養育費の支払いを含む共同養育に関する取決めを求める意見書

民法第766条に規定されるとおり、未成年の子供にとって、養育費の支払いと面会交流は、どちらも不可欠なものである。また、面会交流は、我が国も批准した児童の権利に関する条約第9条3において保障されているし、法務省が現に配布している「手引き」には、離婚する際には「養育費」と「面会交流」の両方の取決めをすることを夫婦に求めている。さらに、法務省が研究を委託した「親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書」（研究代表者：棚村政行 早大教授）では、「面会交流の取り決めがある者は、同時に、養育費の取り決めをしていることが多い」と報告されている。以上を踏まえて、協議離婚につき未成年の子供たちが置かれた状況を、子供たちの最善の利益のために改善されたく、以下の要望をするものである。

- 1 未成年者の子供がいる離婚の場合、養育費の支払いと面会交流の双方を内容とする共同養育に関する取決めをすること。
- 2 DV等以外の事情による共同養育に関する事前取決めの免除は、公正・公平性を踏まえて極めて慎重な取扱いをすること。
- 3 養育費の支払い、安定した面会交流の実現のため公的相談、支援体制を強化すること。